

メールアドレス ckugikai@mint.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://kugikai.city.chiyoda.tokyo.jp>

視点から随意契約の見直しを進めるべき 調査委託は随意契約が多く、中でも一部特定業者との随意契約が年度を重ねることに増えているがこの根拠は。

地方自治法施行令等に基づき適宜適切に契約方法を決定しており、透明性等に十分配慮している。履行の確実性等の理由で選定したもので公平性に反しないと認識している。



区立お茶の水幼稚園

公明党議員団 大串 ひろやす

千代田区財政白書のその後

平成13年に財政白書を公表し、現状と課題を明らかにし、財政運営のあり方や改革の方途を区民に提案した。今日までの取り組みと成果について、以下4点を問う。「強い財政を目指す」と目標が示され、区民の負担と事業の成果を明らかにするこの重要性も強調された。これらはどこまで達成できたのか。①バランスシート及び行政コスト計算書が作成されたが、経年的にみて分かることは何か。②理想とするバランスシートの姿とは。PDCAサイクルの確立に欠かせない行政評価制度であるが、今後基本計画から推進プログラム事業まで評価できるのか。③(仮称)施設白書④成果報告書⑤新たな財政白書の作成を提案する。

質の高いサービスを継続的に提供していくためには、強い財政が必要。平成15年度決算において経常収支比率85%、人件費比率25%を達成した。①流動資産から固定資産への移動と負債比率の低下が特徴。②現時点で理

想形は示せないが、バランスシートの作成、公表に継続的に取り組み、税負担と行政サービスの関係性を明らかにしていく。推進プログラム事業については毎年公表できるように検討する。③(仮称)施設白書については「事務事業」コスト一覧等を活用し、まとめていく。④今後、主要施策の成果」の必要な見直しを行う。⑤国において地方への税源移譲が議論されている。財政白書の改定については、こうした動向を見極めて取り組む。

自由民主党議員団 小林 やすお

今川・練成中学校の避難場所指定及び地域利用・スポーツ開放について

千代田区は、区内全域が避難を要しない地区内残留地区に指定されており、地震発生時には家屋等の被災状況により近隣の学校や施設に避難するよう指示されている。新潟県中越地震が発生し、いつ災害が起きるかわからない状況の中、神田地区では中学校の統合によりこの避難所が減少することについて、区はどう考えるのか。また、統合される2校はスポーツ開放校として夜間開放しているほか、会議室等も開放しており、区民・在勤者に利用されにぎわっている。学校の統合によりスポーツ開放等も一校に統合されるのであれば、利用者も集中すると考えられるが、どう対処するのか。さらに、校舎がある間、引き続き2校を避難所やスポーツ開放等に現行どおり利用可能な場合、水道使用時の赤さび対策や施設等の管理運営の問題について、区は考えは。

今川中学校、練成中学校の両校閉校後は、他の大規模利用地を含め、区全体の視点から総合的に検討していく予定であり、将来的な活用策もその中で方向性を出していく。また、将来の方向性が出るまでの暫定的な利用については、避難所やスポーツ開放等に活用されてきた経過と地域の要望を考慮し、安全安心の視点に十分に配慮しながら、これまでの利用範囲内で現実的な対応を考えていく。なお、その間の管理運営については、引き続き区が対応していく。

平成16年第4回定例区議会会期日程

会期15日間

月/日	本会議・委員会関係
11/19	本会議(会期の決定・区長招集あいさつ)
22	議会運営委員会
24	議会運営委員会
25	議会運営委員会
26	本会議(代表質問・一般質問)
29	本会議(一般質問・議案の付託等)
30	企画総務委員会 保健福祉文教委員会 区民生活環境委員会 広報広聴特別委員会 新庁舎特別委員会 出張所機能拡充等特別委員会 まちづくり特別委員会 中小企業支援対策特別委員会
12/1	企画総務委員会 保健福祉文教委員会 区民生活環境委員会 議会運営委員会 議会運営委員会
3	本会議(議案の議決等)

各委員会では、議案の審査や担当する事項の調査・陳情の審査等を行っています。



区立お茶の水幼稚園

定例会活動報告

常任委員会

常任委員会では平成16年度千代田区一般会計補正予算第2号及び千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例など8件の議案を担当の委員会でも審査しました。主な議案の審議経過をご紹介します。

企画総務委員会

地方自治法の改正により、公(お茶やけ)の施設の指定管理者制度が導入され、従来の管理委託制度は廃止されることになりました。これまで、公の施設の管理を委託する場合、委託先が公共的団体等に限定されていましたが、今後は、広く一般の民間団体にも管理を委託することができるようになります。

区は、現在公社等に管理を委託している施設に指定管理者制度を導入するとともに、利用受付など一部の業務を委託している施設についても、指定管理者制度への移行を検討しています。このため、指定管理者の指定手続等に関し、各施設に共通する事項を条例で定めるとともに、関連する規定を改正するものです。「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」は、各施設に共通する基本的事項などについて定めるほか、議員、区長等は指定管理者になれない規定も設けています。

審議経過

次のことが明らかになりました。指定管理者の選定は公募を原則とし、相当の理由があるときは、例外として公募によらないことができること。公募したものの申請がなかった場合などに適切に対応できるよう規定を設けたこと。

指定する期間は、指定管理者候補者選定委員会や議会等の意見を参考に、各施設の状況に応じて定め、議会の議決が必要であること。